

## 【目次】

### ・年頭所感

……1 ページ

### ・セミナー報告

……2・3 ページ

### ・書籍案内 ・通報ダイヤル実施 ・編集後記

……4 ページ

## 年 頭 所 感

### 「改正景品表示法に期待する」



NPO 法人消費者支援ネット北海道(ホクネット)理事長  
北海学園大学法学部教授 向田直範

明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。ホクネットも皆様のご支援のおかげで着実にその活動範囲を広げてきております。

昨年の年頭所感では、「食品偽装表示事件」を取り上げました。今年は、食品偽装表示に対処するための不当景品類及び不当表示防止法(簡単に「景品表示法」といいます)の改正を取り上げます。

最初の改正は、地方消費者行政の基盤整備等のための改正です(平成26年6月)。消費者安全法の改正とセットで行われました。(1)事業者のコンプライアンス体制の確立、(2)情報提供・連携の確保、(3)監視指導態勢の強化です。(2)の内容として、適格消費者団体への情報提供等が定められていますので、それにより差止請求がより提起しやすくなることが期待できます。

また、(3)では消費者庁長官の権限の一部が都道府県知事に付与され、北海道内における景品表示法事案については一義的には北海道庁が対処することになります。現在の北海道庁の態勢では到底対処できないでしょう。大幅な人員増が必要になることは確実です。

二つ目の改正は、課徴金制度を導入する改正です(平成26年11月)。その概要は以下の通りです。(1)不当表示の対象となった商品等の3%相当額を課徴金として納付を命ずる、(2)違反行為を自主申告した場合は課徴金額を2分の1に減額する、(3)違反者が消費者に対して自主的に返金した場合には、その分を課徴金額から減額するというものです。さらに、(4)違反行為者が相当の注意を怠った者でないことを弁明できれば、納付を免れることができることになっています。

被害を受けた一般消費者が違反行為者を相手に損害の回復を求めるのは容易ではないので、それに代わる措置として、被害防止、再発防止の観点から課徴金制度が導入されたのです。これがどのように運用されるか(平成28年4月の予定)注目したいところです。

寄付金合計額

ご協力ありがとうございます

1,871,395円

H26.4～H27.1

# セミナー開催報告

各地で消費者・事業者向けのセミナーを開催しましたので、アンケートでいただいたご意見などと合わせて報告いたします。



～IN 新ひだか町(11月23日)  
わかりやすい相続・遺言のおはなし

講師…  
高橋  
剛  
氏



\* 法的な知識を得ることができた。(生活に密着した内容)  
\* 例をあげて説明していただいたので大変わかりやすく理解ができました。  
遺言書の大切さを実感しました。また、勤ちがいて覚えていることもあり他の人に教えてあげたいと思いました。  
\* なんとなくこんな感じだろうと思っていた事が違ったり、やっぱり知らない事が多く、勉強しなければと思いました。ありがとうございました。

～IN 室蘭市 (12月10日)  
わかりやすい相続・遺言のおはなし

「相続・遺言」というと、平成27年1月1日から相続税法の改正で、基礎控除額が少なくなり、相続税を支払う人が増えるんだと思うけれど、自分には関係ないかな～という気持ちが強かったのですが、「70才を過ぎて死後の事を色々考える様になりまして、相続について、尊厳死、いざという時の意思表示宣言など、この年末から、家族全員集まるので話し合いたいと思いました」という感想があり、遺言といえば金銭的なことばかりではないんだ！と、改めて関心が深まったのではないのでしょうか…また「相続時精算課税制度の改正」がまだわかりません。と感想があったように～まだまだ一般市民には理解困難な部分もあるのだと解りました。

個人的には、2000年に成年後見制度が施行されたことにより、本人は遺産はいらないと元気な時には言っていたとしても、成年後見人は当然権利を主張することになるので、公正証書遺言を残すことが大事になるというお話が印象的でした。そして、尊厳死宣言やいざという時の意思表示宣言など、残していることを家族に知らせておくことが必要だし、いろんな意味で家族とのコミュニケーションが大事だと感じました。



講師(番井菊世氏)のお話を熱心に聴く皆さん

わかりやすい 相続・遺言のおはなし 室蘭のセミナーに参加して…

～IN 網走市 (12月15日)  
詐欺は振り込め詐欺だけじゃない、いろいろな詐欺

\* 電話勧誘等でつい「いいです」「けっこうです」と言ってしまう事が多いのでこれからはハッキリ断るようにしたいと思います。  
だまされないためにも、お得な話には十分考えてからなど、わかっているつもりでも…と参考になりました。  
\* お話も上手で90分があつという間でした。だまされることはないと思いますが、相手は色々な心理的なもの、行動的なものをたくみにあやつりだましてくるんだなとわかりました。しょうがないで終わらせないように他の方にも気をつけるように話していただきたいと思いました。



参加者の皆さん

講師…  
番井  
菊世  
氏



～IN 苫小牧市(11月10日)  
インターネット詐欺とその被害回復方法について

- 少人数形式で質問しやすいムードがとても良かったです。
- 大変勉強になりました。
- インターネットの被害について新しい情報を得られて良かった。
- まとめができました。
- 先生の考え方、消費者保護の姿勢が感じ取れて嬉しかったです。
- サクラサイトに関して詳しい情報を学ぶことが出来た。
- 具体的な回復方法が理解できた。



講師：猪野 亨 氏

～IN 根室市(11月10日)  
詐欺は振り込め詐欺だけじゃない、いろいろな詐欺



講師：平松 桂樹

- \* 良く解りやすい高齢者にとって満足できる説明でした。
- \* 身近な問題であり関心があったから満足です。  
見知らぬ市外電話が数多く掛ってくるが受信しないことに徹しているつもりでも不安があり、寿大学で受講できてあらためて具体的事例に沿っての対処について理解でき今後の参考に生かし事故の未然防止に努めたいし家族知人にも情報を伝えたい。
- \* とても解りやすく話されて理解ができました。山林商法で資料が送られて来て、大変だった事がありました。うまく対処できました。

～IN札幌市（事業者向けセミナー）

※消費者とのトラブルを防ぐために知っておきたい「消費者契約法」※（11月1日）



講師：河上 正二 氏

- \* 理論面 実務面両方のお話を伺うことができたから
- \* 河上委員長の生の熱い声を聞いた。消費者契約法の解釈がわかりやすかった。
- \* これまで関心の低かった消費者契約法への理解が深まった。
- \* 河上先生の日常で実際にあった事例を元にした内容が面白かったです。  
通常専門的知識がない消費者には真摯に対応することが事業者として大切であることを改めて認識致しました。
- \* 難しい内容を分かり易く、話してくれて勉強になりました。
- \* 河上先生の話が面白かった。伸び伸びとフランクなお話が大変よかった。

※パーソナルデータ利活用とプライバシー※(11月13日)

- ・大変勉強になりました。ありがとうございました。
- ・個人情報に期限がないこと初めて知りました。また機会があれば参加させて下さい。
- ・企業側としての対応や注意について聞きたかった。
- ・内容的に難しそうで理解できるのかなと思いましたが、わかりやすくお話ししていただき良かったです。
- ・参加させていただき有り難うございました。勉強になりました。



講師：  
上机 美穂 氏



講師：  
町村 泰貴 氏



発売中です！

## 当法人監修の書籍案内

### 消費者のための集団裁判

消費者裁判手続特例法の使い方

著者：町村泰貴

注文方法：出版社への直接注文のほか  
全国の書店で発売中。



弁護士会館ブックセンター  
出版部Labo  
東京都千代田区霞が関  
1-1-3 弁護士会館 B1  
TEL: 03-5157-5227  
FAX: 03-5512-1085  
labo@b-books.co.jp  
本体価格2,300円  
(2,484円税込) 送料別途

～通報ダイヤルを実施します～  
**LPガス契約**  
**トラブル110番**

平成27年

2月14日(土)

午後1時～午後4時

当日のみの専用電話番号

**011-209-1818**

解約に対する高額な違約金、納得のいかない開栓手数料、ガス会社の選択権がないなどのトラブルがありませんか？通報をお願いします。(詳細については、ホクネットホームページでご確認ください)



### 寄付金を受け付けています

活動の一層の充実のために広く皆様からの寄付金をお願いしています。金額はいくらでも結構です。

### 税額控除の対象となります。

詳細はお問い合わせください。  
ご協力よろしくお願いします。

### ■郵便振替の場合

- ・加入者名「特定非営利活動法人 消費者支援 ネット北海道」
- ・郵便振替口座番号 02720-0-45081
- ・金額のほか、振込み者の「郵便番号」「ご住所」「お名前」「電話番号」をご記入ください。

### /// 編集後記 ///

春分も近い今日この頃ですが、全道各地で冬のイベントが開催されています。

雪まつり、凍りまつり、流水まつり、しばれフェスティバル、などなど盛りだくさんで、見るだけではなく参加型の催しが多くなっているようです。

雪上を滑り降りる、しばれを体験する、などの体を使うこともあるそうなので寒いと言うばかりではなく、楽しむ冬にしてみませんか。



内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
認定特定非営利活動法人  
消費者支援ネット北海道(愛称:ホクネット)

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目  
ほくろうビル4F

TEL: 011-221-5884

FAX: 011-221-5887

E-MAIL [Info\\_hokkaido@hocnet1222.jp](mailto:Info_hokkaido@hocnet1222.jp)

URL <http://www.e-hocnet.info/>



\*次号のニューズレター発行は平成27年3月31日を予定しています。